

▶ India Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のインド・プラクティス・チームから、ニュースレターをお届けいたします。当チームは、日本企業の案件の経験が豊富なシニアのインド弁護士と、クロスボーダー案件を得意とする複数の日本の弁護士からなるチームであり、東京を拠点に活動しております。取扱分野は、国際取引、企業買収などのほか、複雑な規制や法令の遵守、ビジネスにおいて日常的に発生する法律問題に関する助言など、多岐にわたります。



インドにおける最近の法整備（2019年6月から2019年8月）

| Page 1/5 |

※ 本号の内容は、三菱UFJ銀行の会員制WEBサービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。

2020年1月 No.IDA_010

これまでの経過

インドでは2019年5月末、デリーにおいて新政府が発足しました。政府は、新たな使命をもってより実用的かつ現状に則すべく、既存法の微調整/改正を試みています。本記事では、2019年6月から8月までの期間における、企業法務に関連するインドの重要な法整備について説明します。これらの法整備は以下の分野について行われました。

- I. 2002年競争法（競争法）
- II. 対外商業借入（ECB）
- III. 外国直接投資（FDI）
- IV. 2016年倒産・破産法（IBC）

I. 2002年競争法（競争法）

インド競争委員会（CCI）により、2011年インド企業結合規則（以下、企業結合規則）に関する第7回改正が通知され、2019年8月15日付で発効しました。

今回の改正の主要点は以下のとおりです。

- (i) 新たに導入された「グリーン・チャンネル」制度の下、当事者による重複（水平、垂直及び補足的な重複）に関する自己評価に基づいて届出がなされた非重複の取引については、基本的に承認があったものとみなされます。ただし、CCIが当事者の自己評価を否認する場合には、届出は無効とみなされます。
- (ii) CCIの簡易フォームにおける追加情報要件

コメント：

この改正は趣旨は優れているものの、実用性には欠けると言えます。すなわち、第一にグリーン・チャンネルはプライベートエクイティやベンチャーキャピタルの投資家が利用可能とされていますが、当該投資家が「重複」事業に投資を行っている場合には、CCIがグリーン・チャンネルを適用不能と判断する可能性があり、その結果、競争法に基づく他の罰則の対象となる可能性があります。第二に長文フォームからの幾つかの要件が簡易フォームに加えられたことで、プロセスがより煩雑となっています。

II. 対外商業借入（ECB）

インド準備銀行（RBI）は、2019年7月30日、ECBポリシーについての一定の緩和策を通知しました。この緩和策は、インドの銀行がインドにおける事業に資金を提供する際に課される制約にけん引されたように思われます。

従前の立場：2019年7月30日より前は、「外国人株主」のみが一般事業及び運転資本の目的のためにECBローンを提供することができました。

新たな立場：2019年7月30日以降、ECBはインドの銀行の外国支店及び海外子会社を除き、公認の貸付人から以下の場合に利用可能となりました。

借入人	目的	最低平均満期期間
適格な借入人なら誰でも	運転資本、一般事業目的 + 資本的支出以外の目的のために国内で利用されたルピー建てローン返済	10年間
ノンバンク金融事業会社（NBFC）	運転資本、一般事業目的 + 資本的支出以外の目的のために国内で利用されたルピー建てローン返済のための転貸し	10年間
適格な借入人なら誰でも	資本的支出のために国内で利用されたルピー建てローン返済	7年間
ノンバンク金融事業会社（NBFC）	資本的支出のために国内で利用されたルピー建てローンの返済のための転貸し	7年間

外国人株主は、運転資本及び一般事業目的のために5年間の最低平均満期期間でECBを引き続き提供することができます。

また、改正ECBポリシーのもと、現在では以下の場合のECBの利用が規定されています。

- (i) インフラ及び製造業部門に属する借入人が（資産再建会社（ARC）経由ではなく直接）、SMA-2（返済の遅延日数が61～90日の要注先）または不良債権（NPA）として分類される不良債権の一回払い（OTS）のために利用するECB。

コメント:

- (a) 最低平均満期期間は7～10年と、依然としてかなり長期と言えます。
- (b) OTSをインフラ及び製造業界向けに限定し、他業界は対象外とするため、その他の困窮した業界の企業による利用可能性が制限されています。
- (c) OTSは多様な種類／類型のローンを対象とするため、改正 ECB ポリシーは最低平均満期期間を明らかにする必要があります。

III. 外国直接投資 (FDI)

インド政府は、外国投資家をインド投資に呼び込むために、FDI ポリシーに対する一部改正を行いました。

業界／対象	旧 FDI ポリシー	新 FDI ポリシー
製造業 (事前承認なしに、100% FDI が認められる)	FDI ポリシーにおいて受託製造に関する規定なし。	製造とは、「受託製造」を含む。
単一ブランド小売業 (SBRT) (一定条件のもと事前承認なしに、100% FDI が認められる。)	インドにおける SBRT 事業体が 51% 以上の FDI を受けている場合、製品調達額の 30% 以上がインド国内からの調達でなければならない。30% 要件は、以下の内容により充足される。 (i) (SBRT 事業体の事業開始から起算して) 当初 5 年間に輸出された製品の算入。 (ii) 当初 5 年間、SBRT 事業体のグローバル関係会社／グループ会社によるインド国内からの調達。 (iii) グローバルな事業のための調達分のうち、前会計年度を上回る増加分のみが 30% 要件として計上される。 (iv) 実店舗を有する SBRT 事業体 (のみ) が電子商取引を営むことができる。	30% 要件は、以下の内容により充足される。 (i) SBRT 事業体がインド国外から調達し、または国外へ輸出した製品の算入 (5 年の上限を設けない)。 (ii) (契約に基づき) 非関連第三者企業を経由する間接的な SBRT 事業体のグローバル関係会社／グループ会社によるインド国内からの調達 (5 年間の上限を設けない)。 (iii) (前会計年度を上回る増加価値だけでなく) グローバル調達全体が 30% 要件に計上される。 (iv) オンライン小売業開始から 2 年間は、(実店舗を設置することなく) 電子商取引が認められる。
炭鉱業 (自家消費目的につき、事前承認なしに 100% FDI が認められる。)	事前承認なしに (i) 自家消費目的または (ii) (石炭加工工場向けの) 石炭原料の販売店に対する供給につき 100% FDI が認められる。	石炭の第三者販売が認められる。
「ニュース及び時事問題」TV チャンネルのアップリンク事業	インド政府による事前承認がある場合、49% を上限とする FDI が認められる。本ポリシーは、印刷メディアを対象としている。	デジタルメディアを介した「ニュース及び時事問題」TV チャンネルのアップロード／ストリーミング事業の FDI は、インド政府の事前承認がある場合、26% を上限として認められる。

コメント:

- (i) 「受託製造 (contract manufacturing)」に係る変更は、政策における変更というよりはむしろ既存の規定の明確化のように見受けられます。この変更は、第三者に業務委託する際の一般的な事業慣行に則していると言えます。
- (ii) SBRT についての変更は評価に値します。しかしながら、30% 要件については、当初は (取引が小規模であり、かつ、事業基盤形成前であるため) ほとんどの SBRT 事業体がこの 30% 要件を充足することは商取引上不可能と判断される可能性があるため、再検討の必要があります。

IV. 2016年倒産・破産法（IBC）

インド政府は、大統領の承認を経て可決された IBC の第 3 回改正である 2019 年倒産・破産法（改正）を導入します。本改正は、インド政府の通知により（将来の日付において）発効します。

主たる変更点の要約は以下のとおりです。

対象	現在の立場	新たな立場
合併、再編等を通じた企業の再構築	明記なし。	企業の再構築は、合併、再建、再編その他の手段によって実施することができる。改正法に明記。
倒産処理手続き申請に係る処置	申請受領後、会社法審判所（NCLT）が決定を行うとする 14 日間の期限は、厳格に順守されていない。	申請の受領後、14 日以内に NCLT が処理手続き申請について決定しない場合には、改正法は NCLT に理由を示すよう義務付けている。 要点： 「デフォルトの存在」の確認により、申請を認めるか否認するかの決定における遅延が解消され、今後 14 日以内に行われることが期待される。
倒産処理手続き（CIRP）完了までのタイムライン	180 日間 + 90 日間の延長 = 270 日間。 ただし、上訴等の様々な理由のために順守されていない。	CIRP は、破産開始日から 330 日以内に完了されなければならない。当該日数には、上訴による法的手続きにかかる時間を含む。既に進行中の CIRP については、手続き完了のため 90 日間の追加期間が付与される。 要点： 本改正の実効性は、NCLT が上訴その他の法的手続きの判断ができるかどうかによる。
債権者のクラスによる議決	右欄 (b) に関しては特に立場を明らかにしていない。	(a) 意思決定プロセスを簡潔にするため、特定の債権者のクラス、例えば、デベロッパー会社の住宅購入者はその権限ある代表者によって代表される。 (b) 当該代表者は、当該クラスの債権者の債権額の 50% を超える多数決に基づき議決権行使を行うことができる。 要点： 上記 (b) は、単純過半数（50% 超）をもって特定のクラスを代表する決定を行うことができるという一般法に基づく立場を示しており、係る方法によれば、議決に際し、多様な債権者をまとめる際の遅滞を減らすことができる。

対象	現在の立場	新たな立場
債権者に対する分配	取引債権者は少なくとも、清算を行った場合において受領していたはずの金額を受領する。NCLT は鉄鋼セクターの問題に関連する判例において、既存のIBC における理解とは反対に、取引債権者は金融債権者と同等に扱われるべきであり、入札者が支払う金額は両債権者の債権額に比例して同等に分配されるべきと判示したため、(取引債権者に対する)金融債権者の優越性が否定された。	CIRP 期間中において、取引債権者は、少なくとも以下のうちいずれか高い方を受領する。 (i) 清算価値、または (ii) IBC のセクション 53 に基づく分配に従って受領する金額 要点: ローンの形で長期資本を提供し(対象企業に係る担保権を有する)金融債権者は、原材料のサプライヤー等である取引債権者に比し、優越性を必要とする。新たな規定では、取引債権者はすべての担保債権者が返済を受けた後にのみ支払いを受けると期待されるため、金融債権者の優越性は回復される。
債権者委員会の権限	規定なし	再生計画が承認される前に、債権者委員会は清算を開始することができる。
法的請求	規定なし	いったん再生計画が承認された場合、当該計画はあらゆる法的請求について関連当局に拘束力を有し、覆すことはできない。

コメント:

本改正は評価に値すると言えますが、実効性を持たせるためには、NCLT のインフラ及び裁判官を含めた人員の大幅な増強が必要でしょう。

※ 本号の内容は、三菱 UFJ 銀行の会員制 WEB サービス「MUFG BizBuddy」に掲載された記事を再編集したものです。



配信を希望される方は下記メールアドレス宛にご連絡ください。

広報部宛 prcorestaff@aplaw.jp

※お名前、部署、役職をご明記ください。

また、下記の一覧よりご興味ある分野をお選びください。

【日本語】


- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス
- ベトナムビジネス
- インドビジネス
- ロシアビジネス
- 再生可能エネルギー
- 農林水産
- イノベーション／テクノロジー
- その他（ご興味のある分野をご教示ください。）

【英語】

- ジェネラル／様々な分野の旬な法律トピックス



Author(s)

 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai



[執筆者]

弁護士 丹生谷 美穂

パートナー/東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: miho.niunoya@aplaw.jp



[執筆者]

外国法事務弁護士（インド法）
アシッシ・ジェジュルカール

パートナー/第二東京弁護士会

> [View Profile](#)

E: ashish.jejurkar@aplaw.jp

【お問合せ先】 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 インドプラクティスチーム

E: ipg_india@aplaw.jp

本ニュースレターは、インドの新幹線プロジェクトに関する最近の進展について最新情報を提供することを目的としています。読者の皆様におかれましては、本ニュースの最新情報が検証困難な各種公開情報に基づき作成されていることにご留意ください。また、本ニュースレターは、本書における最新情報において言及されている一切の事項に関して法的意見を提供するものではありません。読者の皆様におかれましては、本ニュースレターに基づき決定を行う前に、弁護士その他の専門家に相談することを推奨いたします。